各務原市雇用・人材育成推進協議会補助金交付要綱

（令和６年３月１８日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内企業の労働福祉対策を図り、もって地域産業の発展に寄与するため、予算の範囲内において各務原市雇用人材・育成推進協議会（以下「協議会」という。）の実施する事業に対して各務原市雇用人材・育成推進協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協議会が実施する事業のうち、事業の対象が協議会の会員のみに限定されていない事業とする。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の表に掲げるものであって、市長が必要かつ適当と認めたものとする。

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに補償・補填及び賠償金

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の合計額の２分の１以内の額とし、予算の範囲内で市長が定める。

（補助金の経理等）

第５条　協議会は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（各務原市商工業振興事業補助金交付要綱の廃止）

２　各務原市商工業振興事業補助金交付要綱（昭和５３年３月３０日決裁）は、廃止する。